

財団法人労災サポートセンターは、政府の「節電実行基本方針」（平成 23 年 5 月 13 日）及び厚生労働省の「節電実行計画」（平成 23 年 6 月 7 日）の趣旨を踏まえ、東北電力及び東京電力管内にある本部、労災特別介護施設及び労災年金支援センター（いずれも電力小口需要の施設）について、次のとおり節電のための実行計画を策定したので、公表します。

なお、労災年金支援センターについては、本部と同様の取組みを行うこととしています。

（本部）

節 電 実 行 計 画

1 節電実施期間

平成 23 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日

2 節電目標

昨年度実績比の 15%減

3 節電のための行動計画

- ① 冷房温度を 28 度に設定
- ② 昼休みは、事務所の入口照明以外は全面消灯
- ③ ノー残業デー（週 1 回）の設定
- ④ 節電実施期間の会議及び研修の延期
- ⑤ クールビズの実施
- ⑥ コピー・プリンター等の一部停止

4 節電対策の確認と見直し

作成した節電実行計画の実施状況を確認の上、見直しを行う。

(労災特別介護施設 (宮城、千葉))

節 電 実 行 計 画

1 節電実施期間

平成 23 年 7 月 1 日～同年 9 月 3 0 日

2 節電目標

昨年度実績比の 1 5 %減

3 節電のための行動計画

- ① 事務所内の使用しないスペース及び休憩時間の全面消灯
- ② 共用スペースの照明の間引き点灯
- ③ クールビズの実施
- ④ コピー・プリンター等の不使用時の電源オフ
- ⑤ トイレ、休憩室、会議室、食堂の照明の必要時のみの点灯
- ④ 時間外労働の削減
- ⑤ 冷房温度を 2 8 度に設定
- ⑥ エレベーターの稼働制限

4 節電対策の確認と見直し

作成した節電実行計画の実施状況を確認の上、見直しを行う。